

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	尾鷲市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=14865&frmCd=34-6-0-0-0

執行機関名 尾鷲市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日尾鷲市条例第23号)別表第1 第1の項 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	尾鷲市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=14865&frmCd=34-6-0-0-0

執行機関名 尾鷲市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (2) 子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日尾鷲市条例第23号)別表第1 第1の項 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (2) 子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法第1条	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	尾鷲市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=14865&frmCd=34-6-0-0-0

執行機関名 尾鷲市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (3) 障がい者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日尾鷲市条例第23号)別表第1 第1の項 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (3) 障がい者医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例（平成13年尾鷲市条例第31号）</p>

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	三重県
3. 市区町村名	尾鷲市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.owase.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=14865&frmCd=34-6-0-0-0

執行機関名 尾鷲市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月25日尾鷲市条例第23号)別表第1 第1の項 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)による医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1) 一人親家庭等医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</u>	この条例は、障がい者、一人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、 <u>もって福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例(平成13年尾鷲市条例第31号)